

北海道教育委員会教育長告示第49号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月4日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

(教育委員会所管分その7)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及びその 目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付 すべき関係書類	実績報告書に添付 すべき関係書類	交付申請書の提出 部数、提出期限及 び提出先	補助金等の交 付に関する権 限の委任	摘 要
<p>教育研究活動促進事業費 補助金</p> <p>教職員の資質の向上や指導方法の改善・充実を図り、地域の実情に応じた教育研究の充実振興を図るため</p>	<p>教職員で構成する教育研究団体、教育研究サークル、教育研究所等及び市町村等</p>	<p>教育研究活動促進事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>2分の1以内の定額。ただし、寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業等にあつては、教育第3号様式）</p> <p>教育第10号様式 教育第14号様式 教育第16号様式 教育第28号様式（申請者が市町村等である場合を除く。）</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>教育第2号様式（大会等の開催その他これに類する事業等にあつては、教育第3号様式）</p> <p>教育第25号様式 教育第27号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 市町村又は全道的規模に満たない教育研究団体等にあつては、管轄の教育局、全道的組織を有する教育研究団体等にあつては、北海道教育庁学校教育局義務教育課及び総務政策局教育政策課</p>	<p>教育長、教育局長</p>	<p>交付申請書及び実績報告書の様式並びにこれらに添付すべき関係書類の各様式については、平成26年4月1日北海道教育委員会教育長告示第22号で定める様式を使用すること。</p> <p>なお、同告示の様式中宛先に「北海道教育委員会教育長」とあるのは、「北海道教育庁〇〇教育局長」（提出先が教育局である場合に限る。）と書き換えて使用すること。</p>